

1 福島県の地域づくり

1-1 地域づくりの背景と場

福島県は、大まかに「都市」と「過疎・中山間地域」に区分されます。また、それぞれの地域に「まち」が存在しています。これまで経験しなかった人口減少や急速な少子高齢化が進む中、自動車の普及等を背景に、中心市街地においては都市機能の集積が低下し、魅力の喪失による衰退に歯止めがかからず、また、過疎・中山間地域では、医療や教育、生活交通などの住民の基本的な生活が困難となり、集落機能が低下し、その存続そのものが危ぶまれるところさえあります。

こうした地域社会を取り巻く状況の厳しさを背景に、それぞれの場に対応した地域づくりの方向性を示す提言や施策が打ち出されています。(次ページ関係図参照)

1-2 地域づくりの担い手 ~ともに考え、ともにつくる~

地域づくりは、地元住民と行政が有する得意分野を生かしながら協働で取り組んでいくことが大切です。場合によっては地元住民と行政の他に「よそ者」の視点や専門家のアドバイス・提案を得ながら進めることも有効となります。

1-3 地域づくりの手法

地域に住まう人々にとっての「地域づくり」とは、すなわち「生活」そのものです。基本はその地域に住まい、生活し、訪れる「人」であり、その活動の舞台である地域やまちを構成する要素に、目に見えるハード的な施設と肌身に感じるソフト的な活動があるのです。

福島県では、「元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業」や「地域づくり総合支援事業」などの独自の事業制度と、「まちづくり交付金」など国の事業制度を活用したハード・ソフト両面からの様々な取り組みが行われています。

これら事業制度をその「対象」や「時期」に応じて有効に活用し、あるいは組み合わせる活用することが、目指している地域づくりへの近道となるのです。

1-4 持続可能な地域づくり・社会づくり

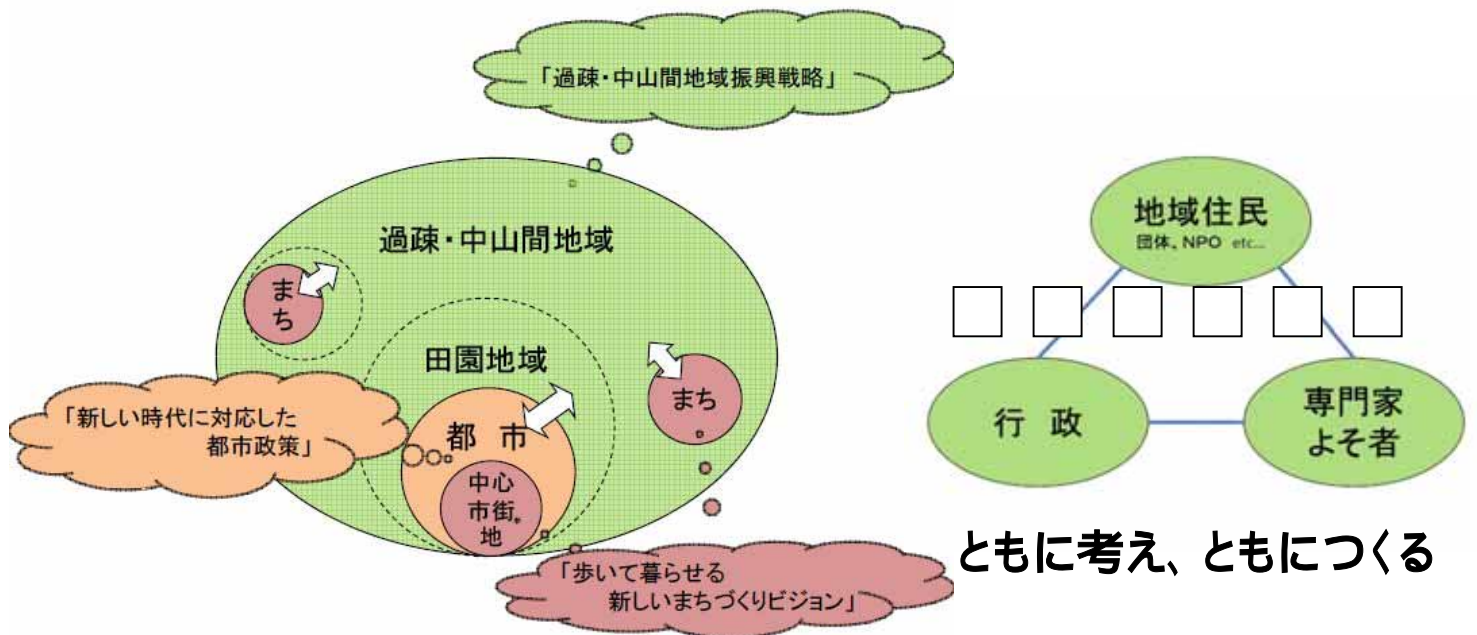
「地域」の風土、歴史、文化や伝統といった地域資源と、その「環境」である風景や自然、景観及び“おもいやり”や“ふれあい”を大切にされた地域の「人」が多様な連携、共生により築かれる社会が持続可能な地域社会です。

このような地域社会を実現するためには、「都市」と「田園地域」や「中山間地域」の連携・共生、民・官・学の連携・協働、各種事業の効果的な活用が重要となるのです。

地域づくり関係図

地域づくりの場と施策

地域づくりの担い手



地域間の連携・共生

ともに考え、ともにつくる
民・官・学の連携・協働

【新しい時代に対応した都市政策の提言】

- (1) 都市と田園地域等との共生
- (2) 地域特性に応じたコンパクトな都市づくり
- (3) ひと・まち・くるまの共生

【歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン】

“集う” “商う” “住まう” “歩く” の4つの視点から

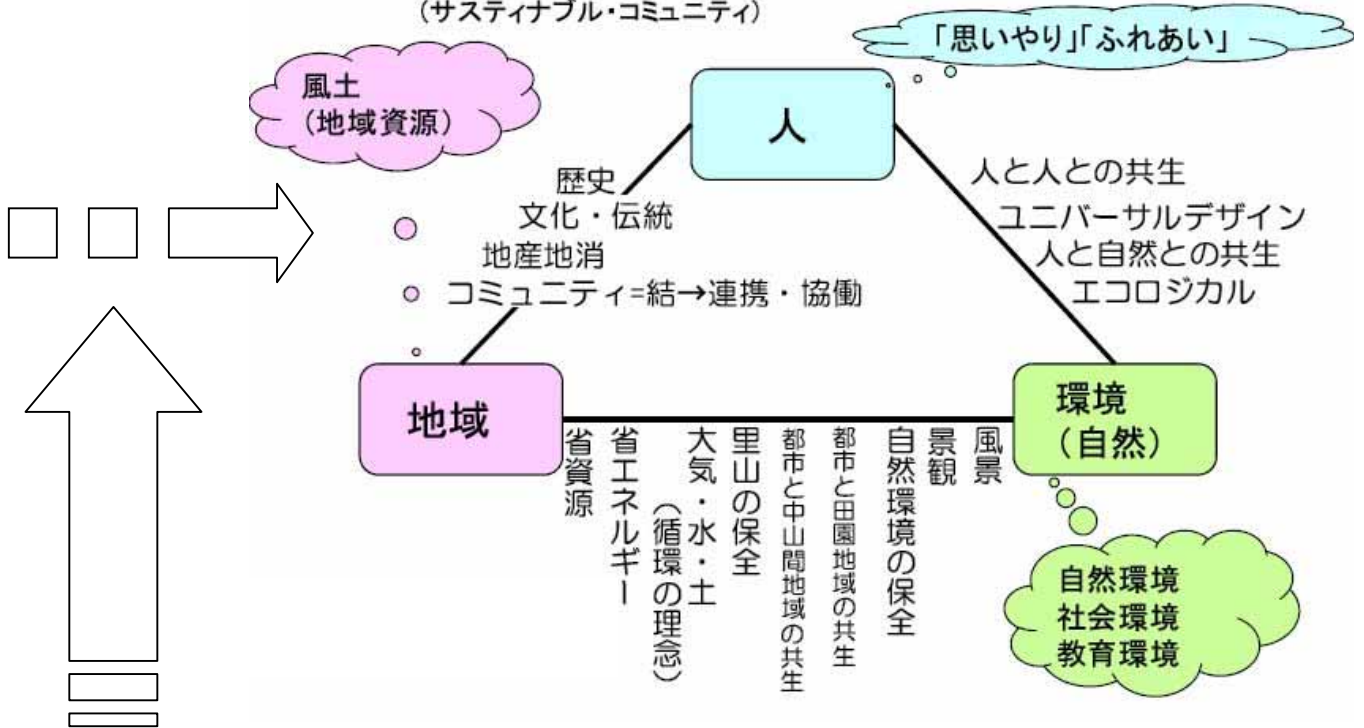
- (1) 新しいまちづくりを進めるための土台づくり
- (2) 安全・安心・快適に過ごせるまちなか機能の充実
- (3) いつでもまちなかを楽しめる魅力ある商業・商店街の再生と賑わいの創出
- (4) まちなかと田園地域等の共生と地域の資源を生かした交流・観光の促進
- (5) まちなかへ人が集まり、多様な手段で回遊できる交通システムの構築

【過疎・中山間地域振興戦略】

- (1) 地域力の育成（過疎・中山間地域の魅力を生かした楽しく豊かな暮らし）
- (2) 働く場と収入の確保（過疎・中山間地域の特性を生かした働く場と収入の確保）
- (3) 生活基盤づくり（安全に安心して快適に暮らせる生活の基盤づくり）

持続可能な地域づくり社会づくり

(サステイナブル・コミュニティ)



地域づくりの各種事業メニュー

- ・元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業
- ・地域自立活性化交付金
- ・地域づくり総合支援事業
- ・まちづくり交付金
- ・地方の元気再生事業

etc...